

令和4年第3回

北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年3月25日(金) 午後4時35分から午後5時15分
2. 開催場所 すこやかセンター2階 会議室
3. 出席委員 (10人)
 - 1 1番 水谷 茂樹 (会 長) 7番 善岡 浩樹 (会長代理)
 - 1番 松田 力 2番 中村 広治 3番 北清 裕邦
 - 4番 植松 春雄 ~~5番 澤田 正人~~ 6番 藤崎 正雄
 - 8番 川瀬 崇 9番 川島 史伸 10番 高田 秋光
4. 欠席委員 (1人)
 - 5番 澤田 正人
5. 議事日程
 - 第 1 会議録署名委員の選出 川島 史伸 高田 秋光
 - 第 2 会議書記の指名 川本局長、滝上推進員、手嶋主事、下浦主事
 - 第 3 農政報告 参 与 續木課長
 - 第 4 会務報告 事務局 川本局長
 - 第 5 議事参与の制限 なし
 - 第 6 報告第6号 農業者年金(新制度・老齢年金)裁定請求の進達について
 - 第 7 報告第7号 農用地利用集積計画の変更について(平成28年第賃26号)
 - 第 8 報告第8号 農用地利用集積計画の変更について(平成28年第賃26号)
 - 第 9 報告第9号 農用地利用集積計画の変更について(平成28年第賃27号)
 - 第10 報告第10号 農用地利用集積計画の変更について(平成28年第賃29号)
 - 第11 報告第11号 農用地利用集積計画の変更について(平成30年第賃7号)
 - 第12 議案第8号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
 - 第13 議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 第14 議案第10号 令和4年度農業委員会における最適化活動の目標設定等(案)について
6. 農業委員会事務局職員
川本弥生事務局長・滝上和昭農地推進員・手嶋啓太主事・下浦健太主事
7. 参与
續木敬子産業課長

事務局長(川本)	<p>只今から、令和4年第3回農業委員会を開催します。</p> <p>本日は、10名の委員が出席で、会議規則第6条の規程により会議が成立しておりますので報告いたします。</p> <p>それでは、水谷会長より挨拶を頂き、議事の進行をお願いいたします。</p>
会 長 (水谷)	<p>先ほどの適正委員会、はっきりしていない部分も多く、対応に苦慮しているが、地域で思い当たるところがあれば声を掛けて頂きたいと思いません。</p>
議 長 (会長)	<p>これより令和4年 第3回農業委員会総会を開催致します。</p>
議 長	<p>日程第1 署名委員の選出について 川島委員・高田委員をお願い致します。</p>
議 長	<p>日程第2 会議書記の指名 会議書記には、川本事務局長 滝上農地推進員 手嶋主事 下浦主事を配置いたします。</p>
議 長	<p>日程第3 農政報告 續木産業課長よりお願い申し上げます。</p>
参与 (續木)	<p>新年度予算が3月議会で可決致しました。農委関連予算としては情報収集と業務効率化を図ることとしてタブレット端末の購入の予算を計上しております。配備については6月以降かと思われれます。次に人・農地プランの見直しがさげばれているところがございます。地域計画として法定化しまして、地域農地の効率的、総合的な対応について進めることとなります。今後も策定にあたりご協力をお願いします。定住促進住宅が2月に完成しております。事業実施に当たっては北海道の補助金制度とJAからの支援を頂いております。最後に4月1日付けで田村次長が産業課長補佐兼務、吉田係長が永楽園に、永楽園より市場係長が異動となります。また、下浦主事が3月末を持って退職し、地元で家業を継がれるとのこと。以上農政報告と致します。</p>
議 長	<p>日程第4 農業委員会会務報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>会務報告 4ページをお開き下さい。 【4ページ朗読】</p>

議 長

日程第5 議事参与の制限について
議事参与の制限はありません。

それではこれより、報告6件、議案3件の審議に入ります。

議 長

日程第6 報告第6号 農業者年金（新制度・老齢年金）裁定請求の進達について、説明願います。

事務局長

5ページをお開き下さい。

報告第6号 農業者年金（新制度・老齢年金）裁定請求の進達について

独立行政法人農業者年金基本法施行規則第14条の規定に基づき、別紙の者に係わる農業者老齢年金裁定請求を進達したので報告する。

令和4年3月25日提出

6ページをご覧下さい。

老齢年金番号 139

氏 名

生年月日 昭和32年2月18日

進達日 令和4年2月28日

年金加入期間 平成14年1月1日～平成29年2月17日

老齢年金番号 140

氏 名

生年月日 昭和32年2月8日

進達日 令和4年3月11日

年金加入期間 平成14年1月1日～平成29年2月7日

お二人とも満65歳到達による裁定請求です。
以上で報告を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議長

日程第7 報告第7号 から日程第11 報告第11号農地利用集積計画の変更について、一括で説明願います。

事務局長

7ページをお開き下さい。

報告第7号 農用地利用集積計画の変更について

平成28年10月31日公告の農用地利用集積計画について双方協議の結果、変更したので報告する。

令和4年3月25日提出

次のページをご覧ください。

平成28年10月の農用地利用集積計画の議案にて、北海道農業公社と[]との賃貸借に係る計画を承認しておりますが、その後道営農業農村整備事業北竜南1及び北竜南2地区において、用排水整備を実施するための用地確保があり、面積と貸付料等が変更となりました。

なお、次ページ以降の報告第8号は同じく[]、報告第9号は[]、報告第10号は[]が平成28年10月に、報告第11号は[]が平成30年12月にそれぞれ北海道農業公社との賃貸借に係る計画を承認しており、道営農業農村整備事業北竜南1地区において、用排水整備を実施するための用地確保があり、面積と貸付料等が変更となっております。

なお、筆数が多い為、別紙とさせて頂いており、網掛けになった箇所の土地の面積が変更となっておりますのでご確認下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

次に、日程第12 議案第8号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について、説明願います。

事務局長

17ページをお開き下さい。

議案第8号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

農地法第18条第6項の規定により、合意解約のあった、別紙の件につ

いて議決を求める。

令和4年3月25日提出

次のページをご覧ください。

番号 4-4 合意解約

貸主

借主

契約の内容は賃貸借です。

土地の所在は板谷146番地4外2筆、畑が3筆で

合計面積が74,722㎡です。

資料10ページに航空写真がありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

日程第12 議案第8号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について承認されました。

次に、日程第13 議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、最初に4-賃-10から説明願います。

事務局長

19ページをご覧ください。

議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、北竜町から決定を求められた、別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和4年3月25日提出

次のページをご覧ください。

番号 4-賃-10

利用権の設定を受ける者

利用権の設定する者

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

賃貸期間は、令和4年3月28日から令和14年1月24日です。

貸付料等は、425,425円です。

支払方法は、毎年12月10日までに指定口座に振り込み。

土地の所在は、岩村14番地1 外7筆で

田が8筆で、面積 60,473㎡です。

資料の11ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。

番号4-賃-10承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号4-賃-10について承認されました。

次に番号4-賃-11について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。

番号 4-賃-11

利用権の設定を受ける者

利用権の設定する者

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

賃貸期間は、令和4年3月28日から令和14年1月24日です。

貸付料等は、68,200円です。
支払方法は、毎年12月10日までに指定口座に振り込み。
土地の所在は、碧水172番地1 で
田が1筆で、面積 12,916㎡です。
資料の12ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

採決いたします。
番号4-賃-11承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号4-賃-11について、承認されました。
次に4-賃-12について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください
番号 4-賃-12
利用権の設定を受ける者 
利用権の設定する者 
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
利用権の種類は、賃貸借です。
賃貸期間は、令和4年3月28日から令和14年1月24日です。
貸付料等は、643,582円です。
支払方法は、毎年12月10日までに指定口座に振り込み。
土地の所在は、板谷15番地2 外15筆 で
田が15筆、畑が1筆で、面積 87,644㎡です。
資料の13ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。
番号4-賃-12承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号4-賃-12について、承認されました。
次に番号4-賃-13について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください
番号 4-賃-13
利用権の設定を受ける者 
利用権の設定する者 
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
利用権の種類は、賃貸借です。
賃貸期間は、令和4年3月28日から令和8年12月31日です。
借賃は、116,200円です。
支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。
土地の所在は、美葉牛178番地1 外1筆 で
畑が2筆、面積 58,131㎡です。
資料の14ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。
番号4-賃-13承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号4-賃-13について、承認されました。
次に番号4-賃-14について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください

番号 4-賃-14

利用権の設定を受ける者

利用権の設定する者

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

賃貸期間は、令和4年3月28日から令和4年12月31日です。

借賃は、67,600円です。

支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。

土地の所在は、西川4番地3 外1筆 で

田が2筆、面積 12,642㎡です。

資料の15ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。

番号4-賃-14承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号4-賃-14について、承認されました。

次に番号4-賃-15について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。

番号 4-賃-15

利用権の設定を受ける者

利用権の設定する者

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

賃貸期間は、令和4年3月28日から令和8年12月31日です。

借賃は、235,800円です。
支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。
土地の所在は、板谷146番地1 外5筆 で
畑が6筆、面積 117,894㎡です。
資料の16ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

質疑等がありませんので採決します。
番号 4-賃-15について承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号 4-賃-15について承認いたします。
次に番号4-賃-16について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。
番号 4-賃-16
利用権の設定を受ける者 
利用権の設定する者 
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
利用権の種類は、賃貸借です。
賃貸期間は、令和4年3月28日から令和4年12月31日です。
借賃は、245,760円です。
支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。
土地の所在は、三谷57番地3 外10筆 で
田が11筆、面積 53,411㎡です。
資料の17ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

質疑等がありませんので採決します。
番号 4-賃-16 について承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号 4-賃-16 について承認いたします。
次に番号4-賃-17 について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。
番号 4-賃-17
利用権の設定を受ける者 
利用権の設定する者 
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
利用権の種類は、賃貸借です。
賃貸期間は、令和4年3月28日から令和4年12月31日です。
借賃は、14,720円です。
支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。
土地の所在は、三谷126番地2 外1筆 で
田が2筆、面積 2,383㎡です。
資料の18ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

質疑等がありませんので採決します。
番号 4-賃-17 について承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議 長

番号 4-賃-17について承認いたします。
次に番号4-賃-18について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。
番号 4-賃-18
利用権の設定を受ける者 [REDACTED]
利用権の設定する者 [REDACTED]
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
利用権の種類は、賃貸借です。
賃貸期間は、令和4年3月28日から令和4年12月31日です。
借賃は、49,000円です。
支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。
土地の所在は、板谷163番地3 外2筆 で
田が2筆、畑が1筆で 面積 10,180㎡です。
資料の19ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

質疑等がありませんので採決します。
番号 4-賃-18について承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号 4-賃-18について承認いたします。
次に番号4-賃-19について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。
番号 4-賃-19
利用権の設定を受ける者 [REDACTED]
利用権の設定する者 [REDACTED]
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。
賃貸期間は、令和4年3月28日から令和4年12月31日です。
借賃は、46,800円です。
支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。
土地の所在は、板谷565番地 1筆 で
畑が1筆で 面積 15,674㎡です。
資料の20ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

質疑等がありませんので採決します。
番号 4-賃-19について承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号 4-賃-19について承認いたします。
次に番号4-賃-20について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。
番号 4-賃-20
利用権の設定を受ける者 
利用権の設定する者 
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
利用権の種類は、賃貸借です。
賃貸期間は、令和4年3月28日から令和4年12月31日です。
借賃は、177,300円です。
支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。
土地の所在は、板谷146番地4 外2筆 で
畑が3筆で 面積 59,984㎡です。
資料の21ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長	ご質問等ありますか。
委員	【質疑無し】
議長	質疑等がありませんので採決します。 番号 4-賃-20について承認される方は、挙手願います。
委員	【全員挙手】
議長	番号 4-賃-20について承認いたします。 日程第13 議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については全て承認といたします。 日程第14 議案第10号 令和4年度農業委員会における最適化活動の目標設定等（案）について説明願います。
事務局長	31ページをお開き下さい。 議案第10号 令和4年度農業委員会における最適化活動の目標設定等（案）について 農業委員会における最適化活動の推進等について（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知）に基づき、令和4年度農業委員会における最適化活動の目標設定等（案）について別冊の通り提出する。 令和4年3月25日提出 《 内容について、事務局長より説明 》 各委員に願います、活動記録簿等につきましては手嶋主事より説明致します。
手嶋主事	《 内容について、手嶋主事より説明 》 以上で説明を終わります。

議 長

このことについて、質疑等ございますか。

委 員

【質疑等なし】

議 長

採決いたします。承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委 員

【全員挙手】

議 長

日程第14 議案第10号 令和4年度農業委員会における最適化活動の目標設定等（案）については承認と致します。

以上で第3回農業委員会総会終了致します。

